

「ヒト胚の取扱いに関する基本的考え方」見直し等に係る報告（第三次） ～研究用新規胚の作成を伴うゲノム編集技術等の利用等について～ に伴う検討について

1. 経緯等

研究におけるヒト受精胚の作成及び取扱いに関しては、平成16年7月の総合科学技術会議並びに平成30年3月及び平成31年6月の総合科学技術・イノベーション会議（以下「CSTI」という。）による「ヒト胚の取扱いに関する基本的考え方」の取りまとめ・見直しを受け、「ヒト受精胚の作成を行う生殖補助医療研究に関する倫理指針」（平成22年文部科学省・厚生労働省告示第2号。以下「ART指針」という。）及び「ヒト受精胚に遺伝情報改変技術等を用いる研究に関する倫理指針」（平成31年文部科学省・厚生労働省告示第3号。以下「ゲノム編集指針」という。）の策定・改正を行ってきた。

令和4年2月1日にCSTIにおいて、「ヒト胚の取扱いに関する基本的考え方」見直し等に係る報告（第三次）～研究用新規胚の作成を伴うゲノム編集技術等の利用等について～がとりまとめられ、

- ①ゲノム編集技術等を用いた遺伝性・先天性疾患に関する基礎的研究のうち研究用新規胚を作成して行うもの
- ②核置換技術を用いたミトコンドリア病に関する基礎的研究のうち新規胚を作成して行うもの

については、科学的合理性及び社会的妥当性が認められ、研究の実施が容認された。

CSTIから厚生労働大臣に対し、当該報告書の内容を踏まえた関係施策の推進が求められたことから、厚生科学審議会科学技術部会ヒト受精胚を用いる生殖補助医療研究等に関する専門委員会において、ART指針及びゲノム編集指針における対応について検討を行う。（※文部科学大臣に対しても同様の対応が求められている。）

2. 検討スケジュール等

令和4年3月末から、数か月に1回程度で会議を開催し検討を行う。